



長野県報

5月28日(月)
平成19年
(2007年)
第1866号

目 次

規 則

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	2
長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）	2
長野県留置施設視察委員会運営規則（監察課）	3

告 示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（長寿福祉課）	3
介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定（長寿福祉課）	4

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課）	4
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	5
都市再開発法に基づく市街地再開発組合の設立の認可（建築管理課）	5
宅地建物取引業法に基づく免許の取消し（建築管理課）	5
一般競争入札（議事課）	6
平成19年度長野県教育職員免許法認定講習（教学指導課）	7
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会（2件）（生活安全企画課）	12
正誤（N P O活動推進課）	13
正誤（情報公開・法務課）	13

規則

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年5月28日

長野県公安委員会委員長 唐沢彦三

長野県公安委員会規則第5号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則(昭和38年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「留置場」を「留置施設」に改める。

第10条第1項第7号中「及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」を「、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」に改め、「基づく特定物質」の次に「及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定に基づく一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等」を加え、同項第11号を同項第12号とし、同項第10号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)の規定に基づく探偵業に係る届出書の受理等に関すること。

第13条第1項第16号を同項第17号とし、同項第15号の次に次の1号を加える。

(16) 探偵業の業務の適正化に関する法律の規定に基づく犯罪の取り扱いに関すること。

第25条第7号中「基づく核燃料物質」の次に「、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の規定に基づく特定物質及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく特定病原体等」を加える。

第30条第4項第5号中「留置場」を「留置施設」に改める。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

警務課

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年5月28日

長野県公安委員会委員長 唐沢彦三

長野県公安委員会規則第6号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第14条第11号中「大型自動車」の次に「、中型自動車」を加える。

第27条の2を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

府令第20条第2項に規定する公安委員会規則で定める場合は、同項第1号に規定する場合とする。

附則第3項を削る。

様式第15号及び様式第15号の2中「選任年月日」を「選(解)任年月日」に、「の略歴」を「としての経歴」に、

「14 通信業 15 サービス業 16 その他」を

「14 通信業 15 サービス業 16 運輸代行業
17 その他()」に、

「

大	型
一	種
二	種

」を「

大	型	中	型
一	種	一	種
二	種	二	種

」に、「

大	型
一	種
二	種

」を

「

大		型	
一	種	一	種
二	種	二	種

」に改める。

様式第19号中「大型 普通」を「大型 中型 普通」に改める。

様式第23号の3の表中「

種					
別					

」を

「

種						
別						

」に改め、同様式の備考の

4を次のように改める。

4 種類欄には、取消申請時の免許の種類を表する略号を、上欄左から数えて、大型免許については1番目の項に、中型免許については2番目の項に、普通免許については3番目の項に、大型特殊免許については4番目の項に、大型二輪免許については5番目の項に、普通二輪免許については6番目の項に、小型特殊免許については7番目の項に、下欄左から数えて、原付免許については1番目の項に、けん引免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許については6番目の項に、けん引第二種免許については7番目の項に、それぞれ記載すること。

附則様式を削る。

附 則
この規則は、平成19年6月2日から施行する。

交通企画課

長野県留置施設視察委員会運営規則をここに公布します。

平成19年5月28日

長野県公安委員会委員長 唐沢彦三

長野県公安委員会規則第7号

長野県留置施設視察委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。次条において「法」という。）第22条第1項及び長野県留置施設視察委員会条例（平成19年長野県条例第27号）第5条の規定により、長野県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）に対する情報の提供その他委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会に対する情報の提供)

第2条 留置施設に係る留置業務を管理する者（次項において「留置業務管理者」という。）は、毎年度、その年度における最初の委員会の会議において、留置施設に関する次に掲げる事項について、留置施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 留置定員及び留置人員の推移
- (3) 施設の管理の体制
- (4) 参観の許否の状況
- (5) 被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに被留置者による自弁の物品の使用又は摂取の状況
- (6) 法第190条第1項又は第208条第1項の規定による措置の状況

(7) 被留置者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況

(8) 捕縛、手錠、拘束衣及び防声具並びに保護室の使用の状況

(9) 被留置者による面会の一時停止等及び信書の発受の禁止等の事例

(10) 審査の申請、再審査の申請、事実の申告、苦情の申出の状況及びそれらの処理の結果

2 留置業務管理者は、次に掲げる場合には、委員会の会議において、その状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

(1) 留置施設の運営の状況に相当程度の変更があった場合

(2) 委員会から留置施設の運営の状況について説明を求められた場合

(3) 委員会の意見を受けて措置を講じた場合

(会議の招集の要求)

第3条 警察本部長は、必要があると認めるときは、委員長に対して委員会の会議の招集を求めることができる。

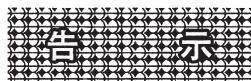
(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

監察課



長野県告示第309号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成19年5月28日

長野県知事 村井仁

1 指定居宅サービス事業者

短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特別養護老人ホーム銀松苑	長野県大町市常盤6850-24	平成19年5月16日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
居宅介護支援事業所なかよしよしよ	長野県長野市上松2丁目18番11号	平成19年5月16日

3 指定介護予防サービス事業者

介護予防短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特別養護老人ホーム銀松苑	長野県大町市常盤6850-24	平成19年5月16日

長寿福祉課